

## 国基本指針と埼玉県の考え方の比較

## 【数値目標の設定】

## 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国	県
①平成25年度末時点の施設入所者の地域生活への移行 →12%以上	①地域移行者数は国と同様12%以上とするが、 ②障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。
②平成29年度末時点の施設入所者数 →平成25年度末時点から4%以上削減	
※当該目標値の設定に当たり、平成26年度末において、障害福祉計画で定めた平成26年度末までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。	

## 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国	県
①平成29年度における入院後3か月時点の退院率 →64%以上	1年未満入院者の平均退院率を平成29年度に76%とすることを目標とする。 (埼玉県地域保健医療計画(平成25年度から平成29年度)における精神科病院入院患者の退院にかかる目標と同じ目標値とする。 「①入院後3か月時点の退院率」、「③在院期間1年以上の長期在院者数」については設定しない。
②平成29年度における入院後1年時点の退院率 →91%以上	
③平成29年6月末時点の長期在院者数 →平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減	
上記と併せ、医療計画における基準病床数の見直しを進める。	

## 3 地域生活支援拠点等の整備

国	県
平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。	「地域生活支援拠点」の役割や機能等が具体的に示されていないため、現時点では県の考え方を設定しない。

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

国	県
①福祉施設から一般就労への移行 →平成24年度移行実績の2倍以上	平成24年度の一般就労への移行実績を3割以上増やすことを基本とする。  ①-1、①-2については国基本指針のとおり。
①を達成するため以下の目標値を設定する	
①-1 平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数 →平成25年度末における利用者数の6割以上増加	
①-2 事業所ごとの就労移行率 →就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする	

## 【サービス量の見込み(活動指標)】

## 1 障害福祉サービス

国	県
現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たり利用料等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定することとしている。	国基本指針のとおり。

## 2 障害児支援

国基本指針において、「障害児を支援する体制を確保するため、児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の整備についても障害福祉計画に定め、当該計画に沿った取り組みを進めるよう努めるものとする。」との基本的な考え方が示された。従って、第3期計画にはなかったが、第4期計画については以下の項目についても必要見込量を定めることとしている。

## ○児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所訪問支援

国	県
地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、保育所等での障害児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障害児の数、平均的な1日当たりの利用料等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。	国基本指針のとおり。 ただし、「医療型児童発達支援」については、県内に事業所が少ないこともあり、「児童発達支援」に要素を含めるものとする。

## ○医療型児童発達支援

国	県
地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な1日当たりの利用料等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。	「医療型児童発達支援」として単独での項目だしはせず、上記の「児童発達支援」に要素を含めるものとする。

## ○福祉型児童入所支援、医療型児童入所支援

国	県
地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。	国基本指針のとおり。

## ○障害児相談支援

国	県
障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。	国基本指針のとおり。

## 3 地域生活支援事業

国基本指針において、第3期計画に掲載されている事業(下表の下線部)に加え、平成25年4月の障害者総合支援法の施行等により、市町村が実施しなければならない具体的な事業(必須事業)として定められたものについても実施の有無や見込量等を定めることとされた。事業ごとの定める事項については以下の通り。

国	県
(1)理解促進・研修啓発事業 ・実施の有無  (2)自発的活動支援事業 ・実施の有無  <u>(3)相談支援事業</u> ①障害者相談支援事業 ・実施見込み箇所数 ・基幹相談支援センターの設置の有無 ②基幹相談支援センター等機能強化事業 ・実施の有無 ③住宅入居等支援事業 ・実施の有無  <u>(4)成年後見制度利用支援事業</u> ・実利用見込み者数  (5)成年後見制度法人後見支援事業 ・実施の有無  (6)意思疎通支援事業 ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ・実利用見込み件数 ②手話通訳者設置事業 ・実設置見込み者数  <u>(7)日常生活用具給付等事業</u> ・日常生活用具の種類ごとの給付等見込み件数  (8)手話奉仕員養成研修事業 ・実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)  <u>(9)移動支援事業</u> ・実利用見込み者数、延べ利用見込み時間数  <u>(10)地域活動支援センター</u> ・実施見込み箇所数、実利用見込み者数  以下指定都市・中核市に限る。 (11)障害児等療育支援事業 ・実施見込み箇所数  (12)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ①手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ・実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数) ②盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ・実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)  (13)専門性の高い意思疎通支援を行うものの派遣事業 ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ・実利用見込み件数 ②盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ・実利用見込み件数	基本的に国基本指針のとおり。